



平成25年5月10日

各 位

会社名 テイカ株式会社
代表者名 取締役社長 清野 學
(コード番号4027 東証・大証第1部)
問合せ先 取締役 山崎博史
(TEL 06-6208-6400)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催予定の当社第147回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の規定により、定款第31条（社外取締役の責任限定契約）および第40条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、定款第31条（社外取締役の責任限定契約）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

また、上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月27日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成25年6月27日（木曜日）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第<u>31</u>条 (員数) 〽 (省 略)</p> <p>第<u>38</u>条 (報酬等) (新 設)</p> <p>第<u>39</u>条 (事業年度) 〽 (省 略)</p> <p>第<u>42</u>条 (配当金の除斥期間)</p>	<p>第<u>31</u>条 (社外取締役の責任限定契約) <u>当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第<u>32</u>条 (員数) 〽 (現行どおり)</p> <p>第<u>39</u>条 (報酬等)</p> <p>第<u>40</u>条 (社外監査役の責任限定契約) <u>当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第<u>41</u>条 (事業年度) 〽 (現行どおり)</p> <p>第<u>44</u>条 (配当金の除斥期間)</p>

以 上